

明石市障害者グループホーム新規開設推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第18項に規定する共同生活援助を実施する施設（以下「グループホーム」という。）を新たに開設する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内でその開設に要する経費の一部を補助することにより、地域における障害者の自立した生活を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者のうち市長が適当と認めるものとする。

- (1) 法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を明石市長から受けた者（グループホームの開設時において、当該指定を受ける見込みがある者を含む。）であること。
- (2) 第5条に規定する補助金の交付を申請する日の属する年度の翌年度の4月1日までに、グループホームを明石市内に開設しようとする者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、グループホームを開設するに当たって必要な経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建物の新築及び購入に要する経費
- (2) 既存の建物の改修に要する経費
- (3) 当該グループホームの消防設備の整備に要する経費（第7号に掲げる経費を除く。）
- (4) 緊急通報装置の設置に要する経費
- (5) 既存の建物を賃借する場合にあっては、当該賃借に係る契約締結当初に要する経費のうち市長が適当と認めるもの
- (6) グループホームの利用者が使用する備品（利用者がその居室で個人的に使用するものを除く。）の購入に要する経費
- (7) 開口部がない耐火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の床又は壁であって、市長が必要と認めるものの設置に要する経費
- (8) 当該グループホームの用途に供する部分を含む複合用途防火対象物（消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する複合用途防火対象物

をいう。)において、当該グループホームの用途以外の用途に供する部分に係る消防設備であって、市長が必要と認めるものの整備に要する経費

(9) 前各号に掲げるもののほか、グループホームの開設に要する経費のうち市長が認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、グループホーム1施設につき、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 前条各号(第7号及び第8号を除く。)に掲げる経費の総額(国又は県その他各種団体等の実施する補助事業の対象となる経費については、当該補助事業に係る補助金の額を差し引いた額)に4分の3を乗じて得た額又は500万円のいずれか低い額

(2) 前条第7号及び第8号に掲げる経費の総額(国又は県その他各種団体等の実施する補助事業の対象となる経費については、当該補助事業に係る補助金の額を差し引いた額)又は200万円のいずれか低い額

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期限までに、障害者グループホーム新規開設推進事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 開設に要する経費に係る見積書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、関係書類を審査し、補助金を交付すると決定したときは障害者グループホーム新規開設推進事業補助金交付決定通知書により、交付しないと決定したときは障害者グループホーム新規開設推進事業補助金不交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更又は中止の承認)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定に係る事業（以下「開設推進事業」という。）の内容を変更し、又は開設推進事業を中止しようとするときは、障害者グループホーム新規開設推進事業補助金変更（中止）申請書に、第5条各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るものを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、関係書類を審査し、当該申請を承認すべきものと認めたときは、障害者グループホーム新規開設推進事業補助金変更（中止）承認通知書により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（事業の実績報告）

第8条 補助事業者は、開設推進事業を完了したときは、市長が別に定める期限までに障害者グループホーム新規開設推進事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 開設に要する経費に係る領収書の写し
- （4） 建物等賃貸借契約書の写し（建物を借り受けてグループホームを開設する場合に限る。）
- （5） 第2条第1号の指定を受けたことを証する書類
- （6） グループホームの現況写真
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、補助事業者から前条の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告の内容を審査し、当該補助金の使途が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、障害者グループホーム新規開設推進事業補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、障害者グループホーム新規開設推進事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助事業者から請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を開設推進事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が補助事業者として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、障害者グループホーム新規開設推進事業補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(帳簿等の整備)

第12条 補助事業者は、開設推進事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、開設推進事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して、5年間保存しなければならない。

(調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員に実地調査を行わせることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日制定)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日制定)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日制定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日制定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日制定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月11日制定)

この要綱は、制定の日から施行し、令和３年４月１日以後の申請に係る補助金に適用する。

附 則（令和７年３月２６日制定）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。